



山形県公報

平成15年7月8日(火)

号 外(59)

目 次

規 則

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則..... (人 事 課) ... 1

規 則

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年7月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第56号

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当の支給に関する規則(昭和50年11月県規則第68号)の一部を次のように改正する。

第22条の見出し中「再就職手当」を「就業促進手当」に改め、同条第1項中「第11条第8項第3号の2」を「第11条第8項第4号」に改め、「同項第3号の2の規定による退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書(別記様式第9号の4)に」を削り、「にあつては常用就職支度金」を「のうち雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当(以下「就業手当」という。)に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書(別記様式第9号の4)に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当(以下「再就職手当」という。)に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書(別記様式第9号の5)に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当(以下「常用就職支度手当」という。)に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当」に、「同項第5号」を「条例第11条第8項第5号」に改める。

別記様式第9号の4を次のように改める。

様式第9号の4

(表)

就業手当に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名	資格証番号
	住所又は居所	(電話)

就職先の事業所 (下記(1)の場合のみ記載)	名称	(電話)
	所在地	(電話)

職業に就いた日等について記載してください。 (記載に当たっては裏面の注意書きをよくお読みください。)	(1) 一の雇用契約の期間が7日以上である場合			
	イ 一週間の所定労働時間	時間 分	ロ 雇用年月日	年 月 日
	ハ 雇用期間	(イ) 定めなし		
		(ロ) 定めあり(年 月 日まで(年 月))		
	ニ 支給対象期間中の就業日数	合計	日	
(2) (1)以外の就業				
	イ 就業先の事務所等	ロ 就業期間	ハ 就業日数	ニ 就業内容
	(電話)		日	
	(電話)		日	
	(電話)		日	
	(電話)		日	
			合計	日

上記及び(1)の記載事実に誤りのないことを証明する。
年 月 日

事業主氏名 印
(法人のときは名称及び代表者氏名)

上記及びの事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主(関連事業主を含む。)であるか否か	イ 離職前事業主である ロ 離職前事業主ではない
申請に係る就業について、安定所への求職の申込みの日前に雇用の予約があつたか否か	イ 雇用の予約があつた ロ 雇用の予約はない
申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1ヶ月である場合に、安定所又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか	イ 紹介を受けた ロ 紹介を受けていない
職業紹介事業者の名称	(電話)

失業者の退職手当の支給に関する規則第22条第1項の規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。
年 月 日

申請者氏名 印
(任命権者) 殿

処 理 欄	支 給 金 額	円
	支 給 決 定 年 月 日	年 月 日

(裏)

〔注意事項〕

- 1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間(前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間をいう。以下「支給対象期間」という。)中に職業に就いた場合に、その失業の認定を受ける日(以下「確認日」という。)に公共職業安定所において認定を受けた後、受給資格証を添えて提出すること。
ただし、被保険者資格を取得した場合など、その職業に就いたとき以後失業の認定を受ける必要のない場合は、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に提出すること。
- 2 偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるほか、不正に受給した金額の返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合があること。
- 3 欄の記載内容を証明する書類(雇用契約書、雇入通知書等)の写しを添付すること。
- 4 事業主は、申請者が被保険者資格を取得した場合など失業認定の必要のない場合に、欄及び(1)欄の記載内容の証明を行うこと。なお、事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合があること。
- 5 (2)欄には、(1)欄に該当する就業以外のすべての就業について次により記入すること。
 - (1)「イ 就業先の事業所等」欄には、就業先の事業所等とその電話番号を記入すること。ただし、自営準備活動を行つた場合等就業先の事業所等が特定できない場合は、記載する必要はないこと。
 - (2)「ロ 就業期間」欄には、その就業した日について就業先の事業所等ごとにすべて記入すること(記入例:「5月12日から5月15日まで」を雇用契約期間として就業した場合は、「5/12~5/15」と記入。「5月1日、5月4日、5月10日」の日ごとに就業した場合は、「5/1、5/4、5/10」と記入。)
 - (3)「ハ 就業日数」欄には、就業先の事業所等ごとに就業した日数の合計を記入し、「合計」欄には支給対象期間中の就業日数の合計を記入すること。
 - (4)「ニ 就業の内容」欄には、その就業の具体的な内容を簡潔に記入すること。
- 6 職業に就いたことを証明する給与明細書等の資料の写しを添付すること。
- 7 欄及び欄は、雇用契約を締結して就業する場合に、該当するものを で囲むこと。
- 8 欄の「関連事業主」とは、資本の状況等から見て離職前の事業主と密接な関係にある事業主のことをいうこと。
- 9 欄は、離職理由による給付制限を受けている場合に、その期間中の最初の1カ月間について該当するものを で囲むこと。この場合において、申請に係る就業が、職業紹介事業者の紹介を受けたものであるときは、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。
- 10 欄の「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者をいうこと。
- 11 印欄には、記載しないこと。

別記様式第9号の4の次に次の1様式を加える。

様式第9号の5

(表)

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		資格証 番号	
	住所又は 居所			

(電話)

就職先の 事業所 (開始した事業)	名称			
	所在地			
	事業の 種類			

(電話)

雇入年月日 (事業開始年月日)	年 月 日	採用内定年月日	年 月 日
職 種	一週間の所定労働時間		時間 分
賃金月額	万 千円	雇用期間	イ 定めなし 口 定めあり(年 月 日まで (年 カ月))

上記の記載事実誤りのないことを証明する。

年 月 日

事業主氏名

印

(法人のときは名称及び代表者氏名)

の雇入年月日又は事業開始年月日前3 年間における就業についての再就職手当、 常用就職支度金又は常用就職支度手当に相 当する退職手当の支給の有無	イ 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相 当する退職手当を受給したことがある。
	口 再就職手当、常用就職支度金及び常用就職支度手当に相 当する退職手当のいずれも受給したことがない。

失業者の退職手当の支給に関する規則第22条第1項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職
手当の支給を申請します。

年 月 日

申請者氏名

印

(任命権者)

殿

処 理 欄	所 定 給 付 日 数	日
	支 給 残 日 数	日
	支 給 金 額	円
	支 給 決 定 年 月 日	年 月 日

(裏)

〔注意事項〕

- 1 この申請書は、雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内(提出期限)にもとの任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないこと。
- 2 受給資格証を添付すること。
- 3 雇用された受給資格者にあつては、欄から欄までに記入し、事業を開始した受給資格者にあつては、欄から欄まで及び欄に記入すること。
- 4 偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるほか、不正に受給した金額の返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合があること。
- 5 欄は、該当するものを で囲むこと。また、「口 定めあり」を で囲んだ場合には、雇用期間を具体的に記載すること。
- 6 事業主は、欄の証明を行うこと。なお、事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合があること。
- 7 欄は該当するものを で囲むこと。
- 8 欄の常用就職支度金に相当する退職手当とは山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年7月県条例第37号)による改正前の条例(以下「旧条例」という。)第11条第8項第4号の規定による退職手当をいうこと。また、再就職手当に相当する退職手当には旧条例第11条第8項第3号の2の規定による退職手当を含むものであること。
- 9 印欄には、記載しないこと。

別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号

(表)

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		資格証番号	
	住所又は居所			

(電話)

就職先の事業所	名称			
	所在地			
	事業の種類			

(電話)

雇入年月日	年 月 日	採用内定年月日	年 月 日
職種		一週間の所定労働時間	時間 分
賃金月額	万 千円	雇用期間	イ 定めなし 口 定めあり(年 月 日まで (年 カ月))

上記の記載事実誤りのないことを証明する。

年 月 日

事業主氏名 印
(法人のときは名称及び代表者氏名)

の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間に於ける就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の支給の有無	イ 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	口 再就職手当、常用就職支度金及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

失業者の退職手当の支給に関する規則第22条第1項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

申請者氏名 印

(任命権者) 殿

処理欄	支給金額	円	支給決定年月日	年 月 日
-----	------	---	---------	-------

(裏)

〔注意事項〕

- 1 この申請書は、雇入年月日の翌日から起算して1箇月以内(提出期限)にもとの任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないこと。
- 2 受給資格証を添付すること。
- 3 偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるほか、不正に受給した金額の返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合があること。
- 4 欄は、該当するものを で囲むこと。また、「口 定めあり」を で囲んだ場合には、雇用期間を具体的に記載すること。
- 5 事業主は、欄の証明を行うこと。なお、事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合があること。
- 6 欄は該当するものを で囲むこと。
- 7 欄の常用就職支度金に相当する退職手当とは山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年7月県条例第37号)による改正前の条例(以下「旧条例」という。)第11条第8項第4号の規定による退職手当をいうこと。また、再就職手当に相当する退職手当には旧条例第11条第8項第3号の2の規定による退職手当を含むものであること。
- 8 印欄には、記載しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成15年7月8日印刷
平成15年7月8日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056